

新中間処理施設整備に係る生活環境影響調査書

【概要版】

十勝圏複合事務組合では、現在稼働している一般廃棄物中間処理施設（くりりんセンター）について長寿命化を図ってきましたが、令和7年度末には供用開始から30年を迎えます。また、十勝圏では、一般廃棄物処理の広域化を推進しており、現在の15市町村から今後十勝圏全域の19市町村まで拡大する予定です。このような状況を踏まえ、新たな中間処理施設を整備する予定です。

この度、新施設の整備に伴う周辺地域への生活環境に関する影響を把握し、環境の保全に配慮するため「生活環境影響調査書」を作成しました。

以下に、「生活環境影響調査書」の概要をお知らせします。

■改良工事計画の概要

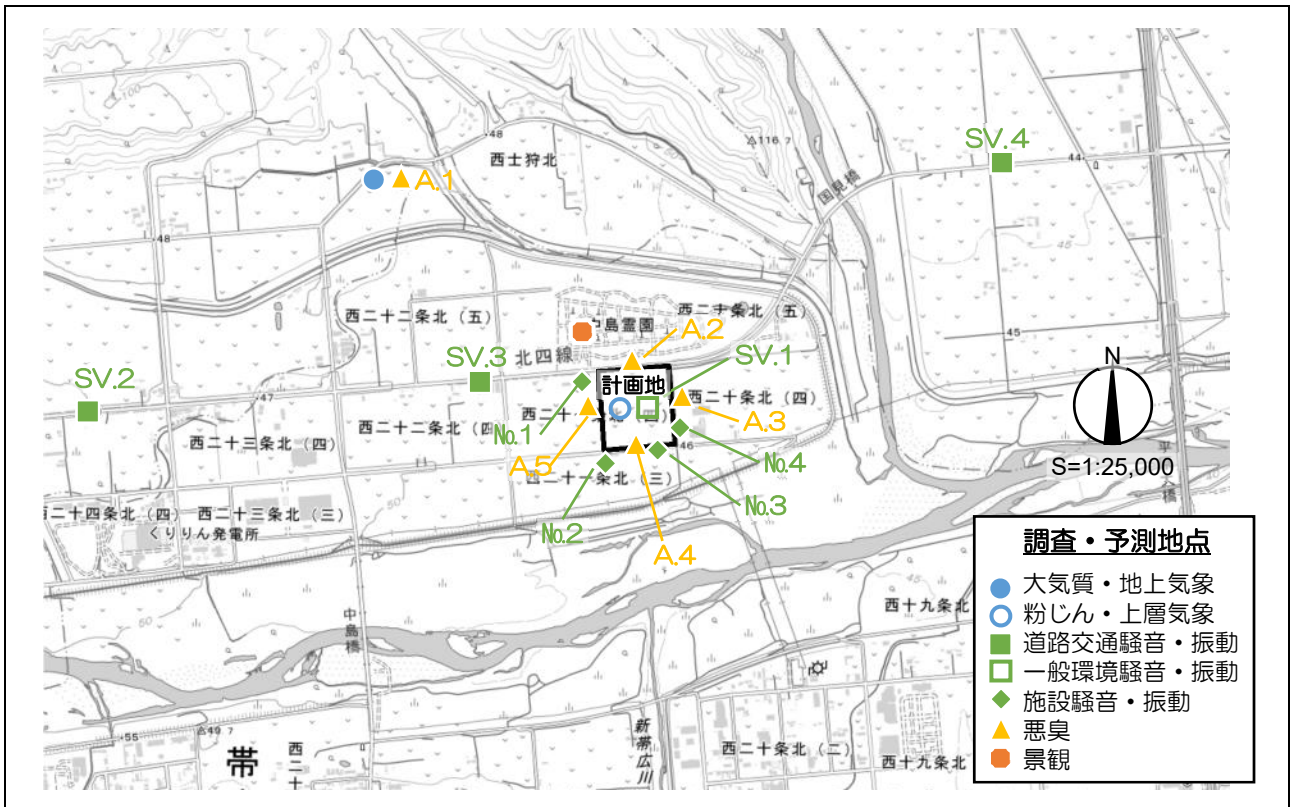
計画概要	本計画では、約6.2haの敷地内に、中間処理施設として、「焼却処理施設」、「大型・不燃ごみ処理施設」、「管理棟」、「車両待機スペース」、「緑地」を整備します。
施設名称	新中間処理施設
施設の場所	北海道帯広市西21条北4丁目5番1外11筆
施設の種類	一般廃棄物中間処理施設
処理能力	焼却処理施設：292t/日、大型・不燃ごみ処理施設：61t/日
処理方式	ストーカ式焼却炉（2炉）

■調査項目

調査事項	生活環境影響要因		煙突排ガスの排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行	工事中の資材等の運搬車両の走行
	生活環境影響調査項目						
大気環境	大気質	二酸化硫黄 (SO ₂)	○				
		二酸化窒素 (NO ₂)	○			○●	
		浮遊粒子状物質 (SPM)	○			○●	
		塩化水素 (HCl)	○				
		ダイオキシン類	○				
		水銀	○				
		粉じん (降下ばいじん)		●			
	騒音	騒音レベル		○●		○●	○●
	振動	振動レベル		○●		○●	○●
	悪臭	特定悪臭物質濃度及び臭気指数	○			○●	
景観	景観		○●				

○：焼却処理施設に係る選定項目、●：大型・不燃ごみ処理施設に係る選定項目

【計画地及び調査・予測地点位置図】



1. 大気質

(1) 焼却処理施設の稼働に伴う大気質への影響

【長期的評価】

項目	単位	環境保全に係る基準または目標	現地調査結果	予測結果	評価
二酸化硫黄	ppm	日平均値 0.04 以下	0.002 0.002	0.002	○
二酸化窒素	ppm	日平均値 0.04 以下	0.009 0.002	0.014	○
浮遊粒子状物質	mg/m ³	日平均値 0.1 以下	0.018 0.015	0.027	○
気中水銀	μg/m ³	年平均値 0.04 以下	0.0013 0.0014	0.002	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/m ³	年平均値 0.6 以下	0.0048 0.010	0.029	○

- 注 1) 現地調査結果について、二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粒子状物質は日平均値の最高値、気中水銀・ダイオキシン類は期間平均値を示す。また、上段は暖房期 (R.3.11~12)、下段は非暖房期 (R4.6~7) の調査結果を示す
- 2) 予測結果について、二酸化窒素は日平均値の年間 98% 値、二酸化硫黄と浮遊粒子状物質は日平均値の年間 2% 除外値、気中水銀とダイオキシン類は年平均値を示す
- 3) 環境保全に係る基準又は目標は、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質については「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48.5、環告 25)、二酸化窒素については「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53.7、環告 38)、水銀及びその化合物については「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について (第 7 次答申)」(平成 15.7.31 答申) に示された指針値、ダイオキシン類についてはダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁 (水底の底質の汚染を含む。) 及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成 11.12、環告 68) による

【短期的評価】

①不安定時

項目	単位	環境保全に係る基準または目標	現地調査結果	予測結果	評価
二酸化硫黄	ppm	1 時間値 0.1 以下	0.012	0.020	○
二酸化窒素	ppm	1 時間値 0.1 以下	0.025	0.027	○
浮遊粒子状物質	mg/m ³	1 時間値 0.2 以下	0.018	0.043	○
塩化水素	ppm	1 時間値 0.02 以下	0.002	0.010	○

②逆転層発生時

項目	単位	環境保全に係る基準または目標	現地調査結果	予測結果	評価
二酸化硫黄	ppm	1 時間値 0.1 以下	0.012	0.029	○
二酸化窒素	ppm	1 時間値 0.1 以下	0.025	0.029	○
浮遊粒子状物質	mg/m ³	1 時間値 0.2 以下	0.018	0.044	○
塩化水素	ppm	1 時間値 0.02 以下	0.002	0.019	○

③ダウンウォッシュ発生時

項目	単位	環境保全に係る基準または目標	現地調査結果	予測結果	評価
二酸化硫黄	ppm	1 時間値 0.1 以下	0.012	0.015	○
二酸化窒素	ppm	1 時間値 0.1 以下	0.025	0.026	○
浮遊粒子状物質	mg/m ³	1 時間値 0.2 以下	0.018	0.042	○
塩化水素	ppm	1 時間値 0.02 以下	0.002	0.005	○

④ダウンドラフト発生時

項目	単位	環境保全に係る基準または目標	現地調査結果	予測結果	評価
二酸化硫黄	ppm	1 時間値 0.1 以下	0.012	0.023	○
二酸化窒素	ppm	1 時間値 0.1 以下	0.025	0.028	○
浮遊粒子状物質	mg/m ³	1 時間値 0.2 以下	0.018	0.043	○
塩化水素	ppm	1 時間値 0.02 以下	0.002	0.013	○

注 1) 各項目の調査結果は 1 時間値の最高値、予測結果は 1 時間値

2) 環境保全に係る基準又は目標は、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質については環境基準、二酸化窒素については「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(昭和 53.7.17 環大規第 262 号)に示されている 1 時間暴露値、塩化水素については「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改正等について」(昭和 52 年 6 月 16 日環大規第 136 号)に示されている目標環境濃度

(2) 大型・不燃ごみ処理施設の稼働に伴う大気質への影響

項目	単位	環境保全に係る基準または目標	現地調査結果	予測結果	評価
粉じん	t/km ² /30 日	周辺住民の生活環境に著しい影響を与えないこと	0.58	現地調査結果では、風速 5.5m/s 以上(「砂ぼこりが立ち、紙片が舞い上がる。小枝が動く。」状態)の出現頻度は、年間 7.8%と少なく、また、全ての作業は屋内で行うため、粉じん等の発生は最小限に抑えられ影響は少ない。	○
			4.83		

注 1) 現地調査結果について、下段は非暖房期(R4.6~7)の調査結果を示す

2) 「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所、平成 25 年 3 月)に示される降下ばいじんに係る値(10 t/km²/30 日)と参考として比較すると、現地調査結果は参考値を下回った

(3) 廃棄物運搬車両の走行に伴う大気質への影響

項目	単位	環境保全に係る基準または目標	予測地点	予測結果	評価
二酸化窒素	ppm	日平均値 0.04 以下	SV.2	0.0140	○
			SV.3	0.0144	○
			SV.4	0.0146	○
浮遊粒子状物質	mg/m ³	日平均値 0.1 以下	SV.2	0.02646	○
			SV.3	0.02648	○
			SV.4	0.02649	○

注 1) 予測結果について、二酸化窒素は日平均値の年間 98%値、浮遊粒子状物質は日平均値の年間 2%除外値を示す

2. 騒音

(1) 施設の稼働に伴う騒音

【等価騒音レベル (L_{Aeq})】

(単位：dB)

予測地点	時間区分	環境保全に係る基準または目標	現地調査結果	予測結果	評価
No.1 (直近北側民家)	昼間 (6~22時)	60以下	52	52	○
	夜間 (22~6時)	50以下	46	46	○
No.2 (直近南側民家)	昼間 (6~22時)	60以下	52	52	○
	夜間 (22~6時)	50以下	46	47	○

注 1) 現地調査結果は、調査地点 SV.1 の値

2) 環境保全に係る基準又は目標は、騒音に係る環境基準のC類型の値

【時間率騒音レベル (L_{A5})】

(単位：dB)

予測地点	時間区分	環境保全に係る基準または目標	現地調査結果	予測結果	評価
No.3 (敷地境界南側)	朝 (6~8時)	60以下	54	55	○
	昼 (8~19時)	60以下	56	58	○
	夕 (19~22時)	60以下	53	54	○
	夜 (22~6時)	60以下	52	52	○
No.4 (敷地境界東側)	朝 (6~8時)	60以下	54	55	○
	昼 (8~19時)	60以下	56	58	○
	夕 (19~22時)	60以下	53	54	○
	夜 (22~6時)	60以下	52	53	○

注 1) 現地調査結果は、調査地点 SV.1 の値

2) 環境保全に係る基準又は目標は、騒音に係る自主基準値

(2) 廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音

【等価騒音レベル (L_{Aeq})】

(単位：dB)

予測地点	時間区分	環境保全に係る基準または目標	現地調査結果	予測結果	評価
SV.2	昼間 (6~22時)	75以下	69	70	○
SV.3	昼間 (6~22時)	75以下	75	75	○
SV.4	昼間 (6~22時)	75以下	72	73	○

注 1) 現地調査結果は、予測地点と同じ調査地点の値

2) 環境保全に係る基準又は目標は、騒音規制法に基づく「道路交通騒音に係る要請限度」の幹線交通を担う道路に近接する区域の値

(3) 工事用車両の走行に伴う騒音

【等価騒音レベル (L_{Aeq})】

(単位：dB)

予測地点	時間区分	環境保全に係る基準または目標	現地調査結果	予測結果	評価
SV.2	昼間 (6~22時)	75以下	69	70	○
SV.3	昼間 (6~22時)	75以下	75	75	○
SV.4	昼間 (6~22時)	75以下	72	72	○

注 1) 現地調査結果は、予測地点と同じ調査地点の値

2) 予測結果は、工事用車両の走行台数が 200 台/日のケース

3) 環境保全に係る基準又は目標は、騒音規制法に基づく「道路交通騒音に係る要請限度」の幹線交通を担う道路に近接する区域の値

3. 振動

(1) 施設の稼働に伴う振動

【時間率振動レベル：80%レンジの上端値（L₁₀）】

(単位：dB)

予測地点	時間区分	環境保全に係る基準または目標	現地調査結果	予測結果	評価
No.1 (直近北側民家)	昼間 (8~19時)	65以下	28	29	○
	夜間 (19~8時)	60以下	25	26	○
No.2 (直近南側民家)	昼間 (8~19時)	65以下	28	36	○
	夜間 (19~8時)	60以下	25	29	○
No.3 (敷地境界南側)	昼間 (8~19時)	60以下	28	55	○
	夜間 (19~8時)	60以下	25	32	○
No.4 (敷地境界東側)	昼間 (8~19時)	60以下	28	50	○
	夜間 (19~8時)	60以下	25	36	○

注 1) 現地調査結果は、調査地点 SV.1 の値

2) 環境保全に係る基準又は目標は、No.1~2は振動規制法に基づく特定工場等に係る振動の規制基準の第2種区域の値、No.3~4は自主基準値

(2) 廃棄物運搬車両の走行に伴う振動

【時間率振動レベル：80%レンジの上端値（L₁₀）】

(単位：dB)

予測地点	時間区分	環境保全に係る基準または目標	現地調査結果	予測結果	評価
SV.2	昼間 (8~19時)	70以下	51	51	○
SV.3	昼間 (8~19時)	70以下	48	49	○
SV.4	昼間 (8~19時)	70以下	57	58	○

注 1) 現地調査結果は、予測地点と同じ調査地点の値

2) 環境保全に係る基準又は目標は、振動規制法に基づく「道路交通振動に係る要請限度」の第2種区域の値

(3) 工事用車両の走行に伴う振動

【時間率振動レベル：80%レンジの上端値（L₁₀）】

(単位：dB)

予測地点	時間区分	環境保全に係る基準または目標	現地調査結果	予測結果	評価
SV.2	昼間 (8~19時)	70以下	51	52	○
SV.3	昼間 (8~19時)	70以下	48	49	○
SV.4	昼間 (8~19時)	70以下	57	58	○

注 1) 現地調査結果は、予測地点と同じ調査地点の値

2) 予測結果は、工事用車両の走行台数が200台/日のケース

3) 環境保全に係る基準又は目標は、振動規制法に基づく「道路交通振動に係る要請限度」の第2種区域の値

4. 悪臭

(1) 煙突排ガスに伴う悪臭、施設からの悪臭の漏洩

【臭気指数】

項目	予測地点	環境保全に係る基準または目標	現地調査結果	予測結果	評価
煙突排ガスに伴う悪臭	最大着地地点	14 以下	10 未満	4.16	○
施設からの悪臭の漏洩	敷地境界	14 以下	13	13	○

注 1) 現地調査結果について、煙突排ガスに伴う悪臭は A.1、施設からの悪臭の漏洩は A.2～A.5 の測定結果の最大値

2) 環境保全に係る基準又は目標は、悪臭防止法に基づく B 区域の基準値

(2) 現地調査結果

【臭気濃度から求めた臭気指数】

項目	調査地点		臭気濃度	臭気指数	参考値
煙突排ガスに伴う悪臭	A.1	—	10 未満	10 未満	14 以下
施設からの悪臭の漏洩	A.2	建設地北側	10 未満	10 未満	14 以下
	A.3	建設地東側	10 未満	10 未満	14 以下
	A.4	建設地南側	20	13	14 以下
	A.5	建設地西側	10 未満	10 未満	14 以下

注 1) 参考値は、悪臭防止法に基づく B 区域の規制基準の値（調査地点は規制区域に指定されていないため参考として）

2) 臭気指数・臭気濃度の 10 未満は定量下限値以下であることを示す

【特定悪臭物質】

項目	単位	A.1	A.2	A.4	参考値
アモニア	ppm	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	2 以下
メチルカドバチ	ppm	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.004 以下
硫化水素	ppm	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.06 以下
硫化メチル	ppm	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下
二硫化メチル	ppm	0.0009 未満	0.0009 未満	0.0009 未満	0.03 以下
トリメチルアミン	ppm	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.02 以下
アセトアルデヒド	ppm	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.1 以下
プロピオンアルデヒド	ppm	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.1 以下
ルナルブチルアルデヒド	ppm	0.0009 未満	0.0009 未満	0.0009 未満	0.03 以下
イソブチルアルデヒド	ppm	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.07 以下
ルナルペンチルアルデヒド	ppm	0.0009 未満	0.0009 未満	0.0009 未満	0.02 以下
イソペンチルアルデヒド	ppm	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.006 以下
イソブタノール	ppm	0.09 未満	0.09 未満	0.09 未満	4 以下
酢酸エチル	ppm	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	7 以下
メチルイソブチルケトン	ppm	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	3 以下
トルエン	ppm	1 未満	1 未満	1 未満	30 以下
スチレン	ppm	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.8 以下
キシレン	ppm	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	2 以下
プロピオン酸	ppm	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.07 以下
ルナル酪酸	ppm	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.002 以下
ルナル吉草酸	ppm	0.00009 未満	0.00009 未満	0.00009 未満	0.002 以下
イソ吉草酸	ppm	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.004 以下

注 1) 参考値は、悪臭防止法に基づく B 区域の規制基準の値（調査地点は規制区域に指定されていないため参考として）

2) 測定値の～未満は定量下限値以下であることを示す

3) 調査地点は、A.1 及び建設地における風上・風下の各 1 地点とした

5. 景観

季	現況	将来 (5G 8/1)
春季		
夏季		
秋季		
冬季		

■環境影響の総合的な評価

いずれの環境要素に対しても、環境保全対策を適切に実施することで環境への影響は低減され、生活環境保全に係る基準または目標との整合性は図られるものと評価した。